

# 山岳規制条例（富山県・群馬県）について

## 1 富山県登山届出条例（昭和 41 年 3 月 26 日施行）

### （1）制定の背景

昭和 38 年 1 月、北アルプスの薬師岳で愛知大学山岳部員 13 名が遭難し、全員死亡したことが一つの契機

### （2）条例の概要

① 目的	登山者に <u>登山届を、登山する日の 20 日前までに提出</u> させることにより、 <u>山岳遭難の防止</u> 及び遭難時の対策に資する。
② 規制期間	<u>12 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで</u> 【冬期を中心とした積雪期】
③ 適用区域	<u>劔岳 (2,999m) 周辺の山岳地帯</u> 【危険地区を指定】
④ 勧告	届出の内容が不相当と認めるとき、届出者に必要な勧告を行うことができる（規則等により、勧告の基準を明示）。
⑤ 罰則	未届出登山者には <u>5 万円以下の罰金又は科料</u>
⑥ 努力義務	登山者は、12 月 1 日から翌年 4 月 15 日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

### （3）現 状

- ① 積雪期に劔岳を目指す登山者に定着しているが、届出件数・人数とも近年はほぼ横這い。  
《 H24 : 204 件, 758 人、H23 : 187 件, 564 人(最少)、H5 : 245 件, 1,103 人(最多) 》
- ② 届出時期では春山後半(4/16~5/15)、特にGWに集中。(春山後半は全体の約 8 割)
- ③ 冬期間の特別危険地区へ入山する登山者は、近年ではない。
- ④ 未届登山者に対する罰則を適応した事例はない。(過去 20 年間)
- ⑤ 遭難は H24 年度が 107 件(死亡 14 名)で、H23 年度の 116 件(死亡 18 名)より減少したものの、依然、高止まり状態。

### （4）課 題

- ① H16 年度から電子メールによる届出を認めたこともあって、登山日直前の届出が増加。
- ② 20 日前までに届出るよう勧告文書を届済書に添付して届出者に交付するケースの増加。  
また、登山日前に届済書を届出者に交付できず、電話で対応することも。
- ③ GW中の休日の届出が多く、H24 年度からは職員が交代で休日出勤対応。

## 2 群馬県谷川岳遭難防止条例（昭和42年1月1日施行）

### （1）制定の背景

天候が急変しやすく、積雪や雪崩の多い谷川岳では、岩壁の険しさともあいまって、多くの遭難者を出し、「魔の山」と呼ばれていた。

### （2）条例の概要

① 目的	谷川岳における岩場地帯の登山に関し、登山者の守るべき事項を定め、 <b>登山届を、登山する日の10日前までに提出</b> させることにより、登山者の <b>遭難を防止</b> する。
② 規制期間	<b>3月1日から11月30日まで【冬山の期間を除く期間】</b>
③ 適用区域	<b>谷川岳(1,977m)における岩場地帯【危険地区を指定】</b>
④ 指示	必要と認める指示事項があるとき、記載して届出者に交付する。
⑤ 一般的禁止	3月1日から11月30日までの間に、 <b>著しく危険があると認め</b> たときは、 <b>期間・地区を指定して登山を禁止</b> することができる。 (平成25年は3月22日(金)から4月30日(火)までの40日間)
⑥ 罰則	禁止区域登山者・未届出登山者には <b>3万円以下の罰金</b>
⑦ 努力義務	12月1日から翌年2月末日まで（冬山の期間）は、危険地区に登山しないように努めなければならない。

### （3）現状

① **届出件数**は大幅に減少しており、**近年ではほぼ横這い**。

≪ピーク時のS54年度は14,043件、H24年度は2,046件（近年では2,000件前後）≫

② **遭難**はH24年度が26件(死亡2名)、S42年度が27件(死亡19名)で、**大きな変化はない**。

③ 登山形態の変化（岩登りの減少、一般登山の増加）に伴い、死亡事故が減少する一方で、軽装の登山者の滑落・転倒等が増加。

### （4）課題

① 届出の徹底を図っているが、**毎年数件、未届出登山者に対する罰則適用事例あり**。

② 谷川岳登山指導センターで届出の受理・指導等を行っているが、毎年2月18日から11月30日までの設置のため、**冬山の期間の登山者への対応はできない**。

③ 軽微な事故でも県警へりの出動を要請する事案が増加しており、登山者に対するマナーや基礎知識・技術の啓発が必要。